

教育委員会を点検・評価

平成20年度香美市教育委員会施策に関する点検・評価報告書(要旨)

『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』の改正により、平成20年度から教育委員会が『教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価』を行い、結果を議会へ報告し、市民に公表することが義務付けられました。
香美市教育委員会も、学識経験を有する点検・評価委員による点検・評価を受け、平成22年3月議会で、『平成20年度香美市教育委員会施策に関する点検・評価報告書』を提出しましたので、その要旨についてお知らせします。

概要

した取り組みについて、自己点検・評価を行いました。

点検・評価の構成

香美市教育委員会は、平成20年度香美市の教育行政方針を基に、生涯学習の観点から心豊かな人づくり、人権尊重を核としたまちづくりを推進し、近年の社会の変化に対応できる能力を身につけ、心身ともに健康で調和のとれた人間形成を自ら成し遂げ、自己実現が図れるように努力することを目標としています。目標達成に向けて、学びをたのしむ人々が育つ風土づくりに努めるなど、時代に即した教育の確立を目指し実施

点検・評価は、①教育委員会の活動②教育委員会が管理・執行する事務③管理・執行を教育長に委任する事務の3つの大項目を基本として、必要に応じ、中項目、小項目に細分化し、項目ごとに点検・評価を行いました。

評価の判断基準

評価の判断基準は次の表のとおりです。

評価の判断基準

| 評価 | 判断基準 |
|----|--------------------|
| 5 | 想定を大きく上回る成果が得られた。 |
| 4 | 想定以上に成果が得られた。 |
| 3 | 想定どおりの成果が得られた。 |
| 2 | 成果が得られたが、改善の必要がある。 |
| 1 | 成果が得られず、見直しの必要がある。 |

点検・評価委員意見・提言(要約)

評価内容の客観性を確保するため、学識経験を有する点検・評価委員から、今後の教育行政の推進についての意見・提言をいただきました。

- 1.教育委員会の活動については、堅実に委員会活動が実施されている。
- 2.教育委員会が管理・執行する事務については、堅実に活動が実施されているが、次年度以降、各々の評価項目において、当該年度の比較や到達度が明確になり、評価も客観的にできるように、より具体的な記述を期待したい。
- 3.管理・執行を教育長に委任する事務については、香美市の地域性を生かした取り組みや、諸活動は評価できるが、全般にわたって地域性に基づいた活動を

より広範囲にし、また深化させる余地は充分にあると思われる。また、管轄諸機関の連携や、高知工科大学を含めて香美市が所有している教育資源や、人材を効果的に運用する教育計画を立案する余地も残されている。今後、これらの点を考慮し、新計画に基づく評価項目が次年度以降の評価活動に生かされることを期待したい。

点検・評価委員
高知工科大学教職課程教授 中村直人

点検・評価の3つの柱

- 1 教育委員会の活動
- 2 教育委員会が管理・執行する事務
- 3 管理・執行を教育長に委任する事務

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 点検・評価(自己評価) | 評価委員評価 | |
|--------------------|--------------------------------------------------|--------------------------|-------------|--------|---|
| 1 活動 教育委員会の | (1)教育委員会の会議 | ①開催状況 | 3 | 3 | |
| | | ②運営上の工夫 | 3 | 3 | |
| | (2)教育委員会と事務局との連携 | | 3 | 3 | |
| | (3)教育委員の自己研鑽 | | 4 | 4 | |
| | (4)支援・条件整備 | ①学校訪問・支援 ②所管施設訪問・支援 | 3 3 | 3 3 | |
| (5)その他 | | ※ | ※ | | |
| 2 教育委員会が管理・執行する事務 | (1)学校教育および社会教育に関する一般方針を定めること | | 3 | 3 | |
| | (2)学校その他教育機関の設置および廃止に関すること | | 4 | 4 | |
| | (3)学校職員の人事に関する内申および教育委員会の権限に属する職員の任免その他の人事に関すること | | 3 | 3 | |
| | (4)学校その他の教育機関の敷地の設定および変更に関すること | | ※ | ※ | |
| | (5)教育に関する重要な工事の計画および執行に関すること | | 4 | 4 | |
| | (6)教育委員会の規則等の制定または改廃に関すること | | 3 | 3 | |
| | (7)教育予算の見積りおよび条例その他議会の議決を経るべきことに関すること | | 3 | 3 | |
| | (8)社会教育委員その他教育機関の各種委員の委嘱に関すること | | 3 | 3 | |
| | (9)学校教職員その他の教職員の研修の一般方針を定めること | | 3 | 3 | |
| | (10)通学区域を定めること | | ※ | ※ | |
| | (11)その他 | | ※ | ※ | |
| 3 管理・執行を教育長に委任する事務 | (1)学校教育に関すること | ①教科内容およびその取り扱い | 3 | 3 | |
| | | ②教科用図書の採択 | 3 | 3 | |
| | | ③学習指導および教育評価 | 4 | 4 | |
| | | ④生徒活動、児童生徒の指導 | 3 | 3 | |
| | | ⑤校長、その他の教職員の研修 | 4 | 4 | |
| | | ⑥学校林 | 3 | 3 | |
| | | ⑦学校教職員・児童生徒・幼児の保健衛生、福利厚生 | 2 | 2 | |
| | | ⑧学校安全 | 4 | 4 | |
| | | ⑨学校給食 | 3 | 3 | |
| | | ⑩児童生徒の就学 | 3 | 3 | |
| | | ⑪学校図書館 | 3 | 3 | |
| | | ⑫教材教具の指導あっせん | 3 | 3 | |
| | | ⑬放課後児童対策 | 3 | 3 | |
| | | ⑭教育研究所の充実 | 4 | 4 | |
| | | ⑮ふれんどる一むの充実 | 4 | 4 | |
| | | ⑯学校給食センターの充実 | 3 | 3 | |
| | | ⑰学校評価の推進 | 4 | 4 | |
| | | ⑱道徳教育の推進 | 3 | 3 | |
| | | ⑲人権教育の推進 | 2 | 3 | |
| | | ⑳小中学校の適正規模 | 3 | 3 | |
| | | ㉑その他学校教育に関すること | | 3 | 3 |
| | (2)就学前教育に関すること | ①保育園への入所措置 | | 3 | 3 |
| | | ②保護者負担金 | | 2 | 2 |
| | | ③保育園の管理運営 | | 3 | 3 |
| | | ④子育て支援センター | | 3 | 3 |
| | | ⑤すこやか子育てプランの推進 | | 3 | 3 |
| | | ⑥その他の幼保支援に関すること | | ※ | ※ |
| | (3)生涯学習に関すること | ①社会教育委員会 | | 3 | 3 |
| | | ②社会教育団体の指導および助言 | | 3 | 3 |
| | | ③青少年および成人の教育 | ㉒で実施 | ※項目㉒へ | |
| | | ④文化、芸術の振興 | | 3 | 4 |
| ⑤成人式 | | | 3 | 3 | |
| ⑥広報広聴 | | | 3 | 3 | |
| ⑦人権教育 | | | 3 | 3 | |
| ⑧社会教育 | | | 3 | 3 | |
| ⑨文化財保護 | | | 3 | 3 | |
| ⑩土佐山田スタジアム | | | 3 | 3 | |
| ⑪その他の社会教育に関すること | | | 3 | 3 | |
| ⑫中央公民館 | | | 3 | 3 | |
| ⑬少年育成センター | | | 3 | 3 | |
| ⑭図書館 | | | 3 | 3 | |
| ⑮美術館 | | 4 | 4 | | |
| ⑯吉井勇記念館 | | 3 | 3 | | |
| ⑰その他生涯学習に関すること | | ※ | ※ | | |

備考 実績のないもの、評価が困難な項目については「※」とする。